

2022年度予算要望書 要望内容と回答

		要望内容	回答	部	課
1	(1)	1. 新しい働き方への支援 (1)コロナ禍で、真っ先に非正規雇用などの弱者が切られてしまうなど、利益優先・資本主義の息詰まりが明らかになった昨今、新しい働き方に注目が集まっている。「労働者協同組合法」(以下、ワーカーズ法)が2020年12月に成立し、施行を控えている。ワーカーズ法は、「出資」「経営」「労働」を組合員全員が担いあう協同組合を法人格として認めるものであり、その目的に「多様な就労の機会を創出」や「持続可能で活力ある地域社会の実現」が明記された。地域の課題解決や地域経済循環活性化にたいへん重要な法律と言える。 そこで、八王子市として労働者協同組合である『ワーカーズ・コレクティブ』について、市民に周知・啓発すること。	労働者協同組合は、企業、NPO法人と同様に法人格を持ち、地域課題解決の手法として注目されています。多様な働き方の一つとして、ワーカーズ制度についてどのような情報発信ができるか検討します。	産業振興部	産業政策課
1	(2)	1. 新しい働き方への支援 (2)地域課題の解決などを行おうとする事業者と市内空き家・空き店舗や地域の資源のマッチングができる仕組みをつくること。	『空き家等対策計画』(令和3年(2021年)3月策定)に基づき、地域活動の場を必要とする団体等と、空き家の提供を考えている所有者等とのマッチングが進むよう支援します。 また、空き店舗のマッチングについては、市と中心市街地の空き店舗物件を取り扱う宅地建物取引業者がネットワークを構築し、中心市街地の空き店舗に出店を希望し情報を求める方と、店舗情報を持つ宅建業者をマッチングする「中心市街地空き店舗マッチング支援ネットワーク事業」を令和3年度(2021年度)に開始しました。令和4年度(2022年度)も引き続き実施します。 なお、中心市街地以外にある団地の空き店舗については、定期的にJKKやURとの情報共有を行っており、事業者と空き店舗のマッチングは必要であると考えています。	産業振興部 まちなみ整備部 拠点整備部	産業政策課 住宅政策課 市街地活性化課
1	(3)	1. 新しい働き方への支援 (3)地域に貢献する新たな事業を始めたい人、アイデアをもつ人などが集まり、交流ができる場を設けること。	市民活動支援センター事業において、市民活動を進めるための支援や団体間で情報交換をする場を提供していきます。 また、地域に貢献する新たな事業を始めたい人、アイデアをもつ人などが交流できる場としては、サイバーシルクロード八王子の交流スペース(会議室)を提供しています。	市民活動推進部 産業振興部	協働推進課 産業政策課 企業支援課
1	(4)	1. 新しい働き方への支援 (4)持続可能な地域社会の実現のため、多様な雇用の機会の創出や、地域の課題解決を行なう起業・事業拡大に、市として相談や資金面などで後押しすること。	地域の課題解決を行なう起業に対して、起業・創業に必要な知識やノウハウを創業個別相談会等により提供するとともに、販路拡大支援補助金をはじめとする各補助制度により事業者の事業拡大を支援しています。 また、モデル地区を選定し、ワークショップ等を通じてCB/SBの担い手を発掘し支援を行っています。	産業振興部	産業政策課 企業支援課
1	(5)	1. 新しい働き方への支援 (5)これまでもワーカーズ・コレクティブの形態で運営している事業者はあるが、NPO法人などの法人格を持つところもあれば、法人格のない(もてない)事業者もいる。しかし、コロナ禍で事業者の支援策を考えるにあたり、法人格の有無によって対応の差がでた。今後、法人格によらない横断的な制度設計をすること。	これまでの事業継続緊急支援金などについては、個人事業主や中小企業に限定しています。これは事業が継続不可となった場合の支援金の使われ方などを検討した結果です。それ以外の事業形態については支援対象外としています。	産業振興部	産業政策課
2	(1)	2. 若者・労働 (1)東京都は、都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例を施行し、ソーシャルファームへの支援事業を打ち出し、すでにいくつかの企業が認定され雇用促進につながっている。八王子市も本事業を活用し、ソーシャルファームの開拓・育成を進め、若者など働きにくさを抱える方の支援につなげること。	八王子市障害者就労・生活支援センター「ふらん」において障害福祉サービス事業者及び企業と連携し障害により就労が困難な方への支援を行っています。 都のソーシャル・ファームの創設や活動促進に関する取組については、就労に困難を抱えた若者の雇用促進につながると認識しており、必要に応じて周知します。今後、市内事業者が本制度で認証された場合には、若者の就労支援との連携について検討します。	福祉部 子ども家庭部 産業振興部	障害者福祉課 青少年若者課 産業政策課
2	(2)	2. 若者・労働 (2)コロナ禍で労働環境は悪化の一途である。東京都は施設を集約し、相談の入り口としての電話相談体制の充実を図るとし、市は出張相談日を設けるなど、都に働きかけるとしているが、相談したい人にとっては近くに常設で相談できるとあることが大切で、現在八王子にある東京都労働相談情報センターが移転してしまうと相談できない人も出てきてしまう。 23区内では飯田橋に新設した時にも一か所に絞ってはいない。立川市に機能が充実した労働相談情報センターができたとしても、広い多摩地域に一か所では機能しない。中央線、横浜線、八高線の結節点であるという八王子の立地の良さを生かして、分館でもいいので常設の労働相談情報センターを八王子市に残すよう東京都に引き続き働きかけのこと。	都では、施設を集約により相談の入口となる電話相談体制の充実を図るとしています。 市は、平成27年度(2015年度)に都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について要望書を提出していますが、その後も様々な機会を捉えて要望しています。	産業振興部	産業政策課

		要望内容	回答	部	課
2	(3)	2. 若者・労働 (3) 労政会館については、市は多くの市民が気軽に利用できる施設と認識し、産業交流センターに近接していることも踏まえ相乗効果を生み出すような活用ができないか都に対して連携も含めた働きかけを行なうとしている。引き続き東京都に働きかけ、労政会館の活用を具体的に進めること。	市は、平成27年度(2015年度)に都に対して「労働相談機能の充実を図ること」について要望書を提出していますが、その後も様々な機会を捉えて要望しています。	産業振興部	産業政策課
3	(1)	3. 高齢者福祉 (1) コロナ禍の介護事業所では、感染予防の対応や、ワクチン接種や給付金などに伴う手続きの事務業務も多くなり、より負担が重くなっている。市として介護事業所の現場の声を把握し、感染予防など相談体制や、事務手続き軽減のためのシステム構築を検討すること。	介護事業所からの問い合わせで、感染予防の相談については専門職のいる保健所、新型コロナウイルス感染症に関する補助金については都や本市窓口、無料PCR検査については日本財団や都につなぐなどしており、相談窓口として機能しているものと認識しています。 事務手続きの軽減については、申請書類などを郵送や電子メールでの提出を可能にして事務負担の軽減を図っています。	福祉部	高齢者いきいき課
3	(2)	3. 高齢者福祉 (2) 未だコロナ下にある生活は、継続して高齢者の孤立化と、体力低下や生活不活性による病氣や認知症の進行が懸念される。一人暮らしや高齢者世帯では、多くが「食」に対する不安を抱えており、作ることができない場合、家事援助を受けるか配食サービス(弁当)を利用することになる。食事提供の民間サービスが増えているが、配食サービスは食事を届けるだけでなく、「見守り」= 対面をして異変があった場合に緊急対応がとれることや、個々の様態に合わせた食事の提供、栄養面での配慮など行なえることが重要である。配食数が増えるほど理念としている見守りが十分でなくなることを懸念している。実際コロナ下で配食数が増え、見守りに費やす時間が減少し、配食数を減らしたと聞いている。見守りをいかに行なうには車の台数や配達人員を増やす必要があるが、経済的に苦しくなる。今後も、配食サービスへの需要が高まるであろう中、見守りが行なえる配食サービスが継続できるよう活動支援をすること。	「高齢者食事提供サービス活動支援事業補助金交付要綱」(平成20年(2008年)4月策定)において、小規模な非営利の民間団体の主にボランティア活動など活動を対象として支援を行い、補助の目的として見守りも位置付けています。 また、民間事業者が事業活動の中で見守り活動を行う「見守り協定」を、配食サービス事業者に限らず40社と締結しており、高齢者等を見守る仕組みをつくっています。 引き続き活動支援を行うとともに見守り体制の充実を図ります。	福祉部	福祉政策課 高齢者福祉課
4	(1)	4. 障がい者福祉 (1) 障がい者の就労継続支援事業所の家賃補助事業については、本年度から段階的に補助上限額を減額する見直しになってしまった。しかし、家賃補助の減額によって事業所の運営がますます厳しくなり、支援員の配置や待遇にも影響が出ることも考えられ、支援の質が後退してしまうことも考えられる。家賃補助上限額を減額しないこと。また、新たな補助制度「重度障害児(者)受入促進補助」は全く別の議論なので代替補助としないこと。	日中活動系の事業所への家賃補助については、補助金の見直しを行い、令和3年度(2021年度)から段階的に減額をしますが、事業所の経営状況を確認しながら慎重に行います。	福祉部	障害者福祉課
4	(2)	4. 障がい者福祉 (2) 市は障がい者の就労事業所に通うための交通費補助はないが、自治体によっては通所回数に応じて交通費補助を出す支援もある。しかし市では現在、交通費補助について考えてはいないとのこと。より質の高いサービスの提供のために送迎加算を行っているとのことだが、自力通所の支援は自立支援にも極めて重要である。短時間しか働くことができない人にとっては工賃よりも交通費の方が高くなることもあり、交通費補助を行うことは自立支援を促進する上で必要と考える。補助について検討すること。	本市では、国制度にある障害福祉サービス費等報酬に係る算定基準の送迎加算を活用して、サービスの質を評価し、事業所の整備促進・運営強化を図っています。 事業所での質の高いサービス提供により、障害者の自立支援にも対応していますので、就労事業所に通うための交通費補助については考えていません。	福祉部	障害者福祉課
4	(3)	4. 障がい者福祉 (3) 八王子市の移動支援事業実施要綱では、移動支援と行動援護、同行援護、重度訪問介護の併用ができなくなっている。行動援護や重度訪問介護という、重度の障がいのある方にマッチしたサービスがあるにもかかわらず、比較的、事業者数の多い移動支援を契約していると行動援護、重度訪問介護、同行援護の事業所を見つけても併用できないために、どちらかを選択しなければならない。現状、重度の方のためのサービス供給が不足している(探しても見つからない)状況があり、適切な支援が受けられない。この要綱を撤廃し、移動支援と行動援護、同行援護、重度訪問介護の併用をできるようにすること。	行動援護、同行援護、重度訪問介護(移動加算)については、支援する専門的なスキルや知識が必要となります。また、報酬等も移動支援とは異なるため、併用は考えていません。	福祉部	障害者福祉課

		要望内容	回答	部	課
4	(4)	4. 障がい者福祉 (4)コロナ禍の特例で障がい者の日中活動の在宅作業が認められた。就労継続支援B型は、在宅ワークが恒久的な制度として継続されることだが、生活介護では、特例のままになっている。行動障害のある方や持病のある方が通所での創作活動、生産活動と持ち帰りの創作活動、生産活動をバランスよく組み合わせることによって、行動障害が改善されるケースが多くなってきている。直接的な身体介護はできないが、オンラインやICTを通して、意思表示や動作指示などの支援も可能で、ただご家庭で過ごす状態とは異なる。事業者も健康管理、活動提供、密な連絡など支援を行なっている現状から、生活介護の在宅作業も特例ではなく制度として継続すること。	生活介護については、国制度であることから、その動向を注視します。 なお、コロナ禍の特例である在宅での支援は当面の間、継続します。	福祉部	障害者福祉課
5	(1)	5. 子ども・教育 (1)不登校の相談窓口として教育センターの総合教育相談があるが、基本的には学校への復帰を目指すものである。学校への復帰に終始することなく、保護者や子どもの気持ちに寄り添い、学校以外の居場所の選択肢も提示し、連携して支援する必要がある。例えば、千葉県教育委員会が作成している「不登校児童生徒・保護者のためのサポートガイド」のように、民間のフリースクールなどの情報も含めた、包括的な情報提供を行なうこと。	総合教育相談では、不登校児童・生徒一人ひとりの状態やニーズに応じて、学校復帰に向けた相談・支援だけでなく、東京都教育委員会が作成している冊子「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント」も参考にしながら、今後も適応指導教室や高尾山学園、またフリースクールなどの学校以外の居場所の活用なども含めた包括的な対応を行います。 若者総合相談センターでは、義務教育終了後の若者への切れ目ない支援を行っています。中学3年の3学期以降など、卒業前の段階での相談員との面談の実施など、円滑な引継ぎに向けた取組を行っています。 また、必要に応じて、困難を抱えながらも就労意欲のある若者に向けた支援を行う若者サポートステーションにつなげます。	子ども家庭部 学校教育部	青少年若者課 教育指導課
5	(2)	① 5. 子ども・教育 (2)学校給食について ①地場野菜の導入について、学校によってばらつきがある。全校で地場野菜の導入に取り組むこと。	現在、全校で地場野菜を使用した給食を提供していますが、学校の所在地や、調理食数の規模によって使用率に差が生じている状況です。地場野菜を活用した給食を提供できるよう、調達方法の研究を進め、引き続き、生産者の声を聞きながら、JAと連携して、地場野菜の使用率を拡大します。	学校教育部	学校給食課
5	(2)	② 5. 子ども・教育 (2)学校給食について ②学校給食へのオーガニック食材導入を求める声が高まっている。まずは、市からオーガニック給食食材の使用について積極的な発信を行なうこと。また、すでにこだわって納入している食材についても、学校HP等で積極的に発信すること。	学校給食ではこれまでも、物資納入規格を定め給食に適するより良い食材の選定に努めています。 オーガニック食材については、給食に必要な十分な量が市場に流通しておらず、高価なことから、使用については、限られた給食費の中でのやりくりが課題となります。 なお、有機栽培の方法など、環境について考えることは尊い経験になることから、給食時間を活用して子供たちへ伝えます。	学校教育部	学校給食課
5	(2)	③ 5. 子ども・教育 (2)学校給食について ③学校給食のオーガニック食材導入を進めるために、生産者が化学肥料、化学的な農業に代わるものを購入する際に補助を出し、有機農業を後押しすること。	平成26年度(2014年度)から減農薬・有機栽培に取り組む農業者に対して環境に配慮した農業用資材や有機質肥料などの購入経費の一部をJA八王子を通じて補助しています。引き続き環境負荷低減に取り組む農業者の支援に努めます。 また、給食用に栽培している地場野菜は、これまでも、生産者の方の配慮で、出来る限り農業を使わず、有機肥料を使用して育てた野菜を提供していただいています。有機栽培に限らず、生産者の方の思いを子ども達に伝え、郷土への愛着を育てていきます。	産業振興部 学校教育部	農林課 学校給食課
5	(2)	④ 5. 子ども・教育 (2)学校給食について ④中学校の給食時間を十分に確保すること。センター給食となった中学校では、給食準備時間を増やしたとはいえ、実質的にはゆとり給食を食べる時間が取れない。弁当併用デリバリーランチの学校も含め、ゆとりをもって食べられるように適切な食事の時間を確保すること。	学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を目指しています。限られた食事時間の中で、残さず喫食できるように、「一回あたりの食事の重量」「噛み応えのある食材を重ねない」など、栄養価を満たしながら、献立の組み合わせなどを工夫します。 給食の喫食時間は、子どもによって個人差があり、一律に設定するものではありません。現在、中学校では、給食の後に昼休みを設定し、昼休みの時間を使い喫食させるなどの配慮をしている学校もあります。	学校教育部	学校給食課 教育指導課
5	(2)	⑤ 5. 子ども・教育 (2)学校給食について ⑤ビンから紙パック牛乳となり、手をつけていない牛乳パックを残渣容器に空け捨てるという作業を子どもたちが行なっている現状である。毎日1クラスあたり、未開封5本以上の牛乳を捨てていることは、食品ロス対策としても教育的にも大変よろしくない。アレルギーか否かは関係なく、給食の牛乳は手上げ式で、飲みたい子どもが選ぶ方式とし、牛乳のロスをなくすこと。	学校給食は食事摂取基準を参考とし、栄養バランスのとれた望ましい食事として、必要栄養量を算出した上で提供しています。必要なカルシウムを摂るために牛乳は欠かせない食品です。また、学童期の食事が生涯にわたる食生活の基礎を築くという観点からも、子どもの選択に任せるのではなく、牛乳を含む給食を教育の一貫として提供しているものです。 飲み残した牛乳については、温度管理が行えないため、廃棄処分をしています。給食時間を活用した教育を通して、成長期に必要な食事について学ぶ取組を継続します。	学校教育部	学校給食課

		要望内容	回答	部	課	
5	(2)	⑥	<p>5. 子ども・教育 (2)学校給食について ⑥学校給食用地場野菜の生産と生ごみ堆肥の関係について。 給食残渣を堆肥化し、学校給食用野菜の畑に使う循環の考え方は理解するが、飲食店やスーパーからの残渣や、家庭用生ごみなども含むものであれば、堆肥にするのではなく、燃やさずに片付けるに留めて欲しい。食品添加物や飼料に含まれる抗生物質などが心配であり、望ましくない。畑に使うのであれば、学校給食残渣のみで堆肥化できるようにすること。</p>	<p>本市では、食品リサイクルを進めるため、学校給食の残渣については、市内の資源化施設へ搬入し、たい肥化しています。この施設で作るたい肥については、学校でも活用することから、当該施設へ情報提供を行い、食品リサイクルを進めています。 また、学校給食用の野菜を育てている畑の堆肥については、それぞれの農家が土質や作物に合わせて配合しています。生ごみの堆肥化はSDGsの観点からも重要な施策であり、継続できるしくみとなるよう取り組んでいきます。 なお、農業用堆肥として、生ゴミを原料としたものは、油分や塩分等の含有量の問題から、利用に関して農業者の慎重な意見があることから、状況を注視していきます。</p>	産業振興部 資源循環部 学校教育部	農林課 ごみ減量対策課 学校給食課
5	(3)		<p>5. 子ども・教育 (3)小中学校の混合名簿について、混合名簿作成を教育委員会が行わない、毎年各校の使用状況を把握すること。</p>	<p>学校における名簿の使用機会は多岐に渡っており、男女別名簿と男女混合名簿のどちらを使用するか状況に応じて各学校で判断しています。 一律に男女別名簿もしくは男女混合名簿の一方の使用を推奨するのではなく、今後も状況に応じて各学校が判断し名簿を使い分けて活用することが大切であると考えています。</p>	学校教育部	教育指導課
5	(4)		<p>5. 子ども・教育 (4)特別支援学級は、全員が知的障害の診断基準を満たしているわけではなく、情緒面に配慮を希望して特別支援学級を選んで進学しただけで、発達検査では標準に近い知的能力(Q90代)を持っている児童もいる。情緒面や学習速度は課題があるけれどもっと学びたいという思いを抱いている児童は、特別支援学級では中学生レベルの授業は行なわれないので、学ぶ機会が奪われ、進路選択に不利が生じる。特別支援学級でも習熟度に合わせた学習を行なうことができるよう、特別支援学級を選択しても普通学級での学習も選択できるなど、柔軟な対応をすること。</p>	<p>特別支援学級は、児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成することとしています。 そのため、特別支援学級では、児童・生徒の障害の状態等を見極め、的確な実態把握を行うとともに、保護者のニーズを十分に受け止め、専門機関等と連携を深めつつ、個別指導計画を作成し、児童・生徒の実態に応じて指導を行っています。 進路に関しては、通常の学級、特別支援学級の区別はなく、生徒の適性を考慮して選択することが可能です。</p>	学校教育部	教育指導課
5	(5)		<p>5. 子ども・教育 (5)朝鮮学校への助成金については今までも要望してきたが、市からはいつも補助金の支出については、公益性、公平性に沿った客観的な判断が必要であるとして、他の私立小・中学校へ通学する児童・生徒の保護者及び学校運営への補助金を支出していないことから、現時点では朝鮮学校など外国人学校への助成金制度を創設する考えはないとのこと。しかし、私立学校への公費の助成状況を考えると外国人学校へ助成することが公平性を欠くことにはならない。八王子市としては民族教育の重要性も十分認めている。ぜひ子どもの権利条約の見地からも再検討し、朝鮮学校をはじめとする外国人学校への助成金制度を早期に創設すること。</p>	<p>私立小・中学校や私立専修学校との公平性や均衡などの点から、現時点では朝鮮学校をはじめとする外国人学校への市独自の助成金制度の創設は考えていません。</p>	総務部	総務課
5	(6)		<p>5. 子ども・教育 (6)幼保無償化の対象から外れている子どもたちのために、「小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱」がつけられたことは喜ばしいことである。しかし、第2条の(1)に「ただし、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けている施設に限定している」とあるため、所在する自治体が認めていない場合は、そこに通う園児が八王子市にいたとしてもこの事業の適用は受けられない。このような事態が生じないように、この但し書きの記載を幼保無償化の対象とならない施設に通う八王子市のすべての子どもたちが対象となるよう修正すること。</p>	<p>基準適合審査における実地調査等の事務を簡素化するため、また、指導・監査の実効性を担保するため、八王子市外に所在する施設については、当該施設が所在する市区町村から対象施設等の決定を受けている施設に限定しています。 本事業は、地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図るものであるため、当該施設が所在する市区町村において対象施設等の決定を受けていることが前提となると考えています。</p>	子ども家庭部	保育幼稚園課
6	(1)		<p>6. 環境 (1)市はゼロカーボンシティ宣言をすると発表したが、より実効性のあるものにするためにも、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」2020～2030の見直しを市民参加で行ない、市民や事業者とともに進めていくこと。ゼロエミッション、生物多様性地域戦略、八王子市版RE100、農林業施策など、多角的に実効性ある計画と対策を推進すること。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けて、令和4年度(2022年度)に改定予定の「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」において、2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けた取組を強化した内容とします。また、様々な分野においても脱炭素社会の実現に向けた新たな取組を進めます。</p>	環境部	環境政策課

		要望内容	回答	部	課
6	(2)	6. 環境 (2)市の生ごみ減量の取り組みとして、「ダンボールコンポスト」を進めているが、失敗して挫折する人も少なくはない。市独自に生ごみを回収して、バイオガス利用の実証実験など、新たな取り組みを行うこと。	生ごみ減量を進めるため、令和4年度(2022年度)から市内一部地域を対象に生ごみを分別収集し、市内民間施設でたい肥化するモデル事業を実施する予定です。今後も、バイオガス利用を含め、本市に適した生ごみの減量・資源化について検討を進めます。 また、ダンボールコンポストについても、市民へのさらなる普及や、取り組んでいる方への支援を引き続き実施します。	資源循環部	ごみ減量対策課
7	(1)	7. 消費生活 (1)洗剤や柔軟剤、化粧品、消臭剤などの香りによって、また、香りがなくても揮発した合成された化学物質によって体調を崩す香害被害者、化学物質過敏症の方がいる。 市では、香りのマナーポスターを市民センターなど公共施設に掲示している。香害や化学物質過敏症で苦しんでいる方が市内にもいることから、ポスターの内容に「化学物質過敏症について」を追記し、さらなる周知啓発を行うこと。	「化学物質過敏症」については病名として確立していないため、ポスターに記述することは控えていますが、引き続き、香りのマナーについて、市民が身近に考えてもらえるようなポスター等を作成し、周知啓発を行います。	市民部	消費生活センター
7	(2)	7. 消費生活 (2)においの感じ方は人それぞれだが、職員や教職員の身にまとっている香りで体調をくずしてしまう人もいる。市民に日常的に接することの多い職員、教職員については、香害、化学物質過敏症について理解を深めるよう研修を行なうこと。	市職員に対しては、市民対応にあたっての身だしなみを学ぶ接遇研修等の機会を通じて、香害・化学物質過敏症についての知識を深め、香りのマナーについての啓発を図っています。 また、教員に対しては、化学物質過敏症に限らず、国や都、関係機関からの健康被害に関する情報に注意しつつ、その状況に応じ、必要な情報提供や啓発活動を行います。	総務部 学校教育部	職員課 教職員課
8	(1)	8. まちづくり (1)高尾駅北口のバスロータリーは、日差しや雨、雪をよける屋根がなく、バスを待つ間腰掛ける椅子も少ない。バスの本数が少ないと待ち時間も多くなる。座る場所、日差しや雨を避けられるようにすること。	バスシェルターについては、バス事業者が設置する方向で調整しています。ベンチについては、今後バス利用者以外の方にも利用できるベンチを増設する予定です。	拠点整備部	都市整備課
8	(2)	8. まちづくり (2)2022年3月に八王子駅南口のJR横浜線ホームに隣接する駐輪場が閉鎖となるが、朝から晩まで停められる通勤通学の人々が利用できる南口の駐輪場は、タワー式の駐輪場と南口臨時のみである。タワー式の駐輪場は、割高であること、自転車の形状によっては使えないことから、3月以降、自転車駐輪場を利用できない自転車難民を生みかねない。通勤通学の人々が利用できる駐輪場を早急に整備すること。	自転車駐輪場は、主に駅周辺の放置自転車を抑制するために整備をしています。 八王子駅南口自転車駐輪場の運営終了に伴う当該施設の利用者の受け入れは、南口地下タワー式自転車駐輪場や南口臨時自転車駐輪場のほか、周辺の自転車駐輪場施設で可能と見込んでいます。今後も引き続き駐輪需要の変化を注視し、他施設への利用の案内や店舗等への自転車駐輪場の附置義務及び設置指導を実施するなど、必要な対応を図っていきます。	道路交通部	交通事業課
9	(1)	9. 平和 (1)八王子平和・原爆資料館にはたくさんの重要な資料がある。市はその運営団体からの要望に対して公的施設としての運営は考えていないが、資料を受け入れ、平和展などでの活用は検討するとしている。しかし、戦争を伝えることが困難になっている現在、広く児童生徒の平和教育を進めるうえでも公的な常設施設は必要である。世田谷区の「せたがや未来の平和館」ように、市として常設展示ができる環境を整えること。	毎年8月に平和展を開催し、市内の戦災資料や写真パネルを活用して平和啓発を行っており、現時点では、常設施設を設置する考えはありません。 これからもさまざまな事業を通じて、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次の世代に伝えていくことにより、恒久平和の実現に向けて取り組みます。	総務部	総務課
9	(2)	9. 平和 (2)八王子市の北には横田基地があり、市内上空を飛ぶ米軍の飛行機を毎日のように目にする。米軍機はしばしば低空飛行のため騒音があり、また落下物の危険性がある。市街地上空の飛行を止めるよう、防衛省を通じて米軍に申し入れること。	市街地上空における低空での訓練飛行の中止及び住民の安全確保のための対策について、東京都市長会を通じ、引き続き、国に米軍への働きかけを要望します。	総務部 環境部	総務課 環境保全課
9	(3)	9. 平和 (3)戦争遺跡は年月の経過とともに劣化し、立ち入り危険とされている所もある。このままでは、遺跡の存続が危ぶまれる。民有地にある遺跡が多いため、調査・保存に困難な事情があるといわれているが、市として適正な調整を図り、遺跡の調査を進め、保存に努めること。	戦争遺跡については、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていくための資料として大切であり、国が調査中であり結果が示されていません。国の調査での評価を踏まえた上で、保存・活用について考えます。	総務部 生涯学習スポーツ部	総務課 文化財課